愛信業企発　第１２２８号

令和　５年１２月１８日

各　農業協同組合　御中

愛知県信用農業協同組合連合会

ファームバンキング／ホームバンキング事務手続（統一版）等の廃止について

このことにつきましては、下記のとおりファームバンキング／ホームバンキング事務手続（統一版）および利用規定を廃止しますので、廃止日までの間に貴ＪＡ所定の方法により決裁を受けるとともに、各支店に対する周知を行うようお願いいたします。

記

１　廃止理由

　県下ＪＡ系統信用事業においては、ファームバンキング／ホームバンキングサービスについて、県内の取扱状況などを鑑み、ＪＡ・信連におけるコスト抑制のため、ＩＮＳ回線のサービス終了に合わせ、令和５年１２月末までに全てのサービスの取扱いを終了することとした（既存利用者についても取扱終了までに他の代替サービスへの切替えを実施）。

　このことから、ファームバンキング／ホームバンキング事務手続（統一版）および利用規定を廃止するものである。

２　廃止する事務手続

(1)　廃止する事務手続

　　　ファームバンキング／ホームバンキング事務手続（統一版）

(2)　廃止する利用規定

　　　ファームバンキング／ホームバンキング利用規定

３　廃止日

　　令和５年１２月２９日とする。

４　その他対応事項

　(1) 利用規定の廃止に伴うホームページ対応

　廃止日以降、貴ＪＡのホームページ（定型約款一覧掲載ページの利用規定）から、ファームバンキング／ホームバンキング利用規定を削除する。

(2) サービス廃止に伴う手数料一覧のホームページ対応

　廃止日以降、貴ＪＡのホームページ（手数料一覧）から、ファームバンキング／ホームバンキングにかかわる手数料を削除する。

(注) 貴ＪＡ内において手数料設定における規程を定めている場合は、貴ＪＡ所定の方法による決裁後、当該規程からファームバンキング／ホームバンキングサービスにかかわる手数料項目を削除する。

以　上

○　本件に関する照会先

業務企画部　振決グループ　振決チーム

電子メールf\_gk@aichishinren.or.jp　電話：052-951-6735

照会につきましては、電子メールを基本にお願いいたします。ただし、緊急を要する場合は、電話でもお受けいたします。